

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百三十三回 真正護憲論のあゆみ（その二十三）

南出喜久治（令和5年12月1日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告))

占領憲法については、昭和天皇が公布されたことを根拠として憲法として有効であるとする「承認必謹」論がありますが、これをどのように理解したらよいのでせうか。

意外とこの「承認必謹」論は、いはゆる保守的と思はれてゐる人たちが囚はれてしまひがちな考へです。

しかし、占領憲法は、国法学、國體学、憲法学の観点からして、帝國憲法の改正としては、絶対的に無効です。これは、法実証主義による合理的解釈からも導かれるのですが、占領憲法は、昭和天皇が公布されたものであることから、「承認必謹」を根拠として、無効論への反論があることを紹介して、これに再反論したいと思ひます。

この「承認必謹」とは、推古天皇十二年夏四月、皇太子聖德太子が作り賜うた憲法十七條の「三に曰く、詔を承りては必ず謹め。君をば天とす。臣をば地とす。・・・・・」とあることを指します。

その反論の骨子は、「昭和天皇がこのやうにして公布された占領憲法を無効であると主張することは、『承認必謹』に背くことになり、占領憲法無効論者は、大詔『憲法遵守』を実践しない詔違反の大不忠であり逆臣である。」といふものです。

この説明を聞いて、真正護憲論を主張することに躊躇する人が出てきます。

しかし、國體護持の至誠をもつて占領憲法無効論を展開されてこられた先達の名誉のためにも、いはれなき逆臣の汚名はどうしても雪がねばなりません。

先ず、もし、昭和天皇が我が國體を破壊するために積極的に帝國憲法を否定して占領憲法を公布されたとすれば、現行憲法無効論者が「承認必謹」に背く大不忠の逆賊と批判される前に、昭和天皇を「反日天皇」とし、「反國體天皇」と批判され、そのご聖徳を冒涜

する結果になってしまひます。そして、それは、祖父帝である明治天皇の欽定された帝國憲法の憲法発布勅語に明らかに背かれたことになります。その上諭には、「朕力子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ」とされており、まさに占領憲法の制定は「敢テ之カ紛更ヲ試ミ」たことになりますから、皇祖皇宗の遺訓と勅語に背かれたことになります。しかし、このやうな事実は断じて存在しません。

進むも地獄、退くも地獄の情況の中で、ご一身を投げ出されて全臣民を救つていただいだ大御心によるご聖断と同様、占領憲法の公布は、「國體の痛み」を伴つたものに他なりません。昭和天皇の平和への強い祈りは、帝國憲法下で即位されたときから始まり、それゆゑに終戦の御聖断がなされたのであり、世人の皮相な評価を差し挟む余地のない深淵な御聖断であると信じます。昭和天皇の大御心は占領下の占領憲法に根拠を求める必要性も必然性も全くありません。もつともつと深遠で始源的なものであります。この点を充分に深慮されなければ、昭和天皇は、明治天皇の大御心を独断で否定された希に見る不義の天皇といふことになってしまひます。

占領憲法は、連合国に対する謝罪声明を伴ふ國體壊滅推進法であり、その厳格な遵守の主張は反日主義者の策謀によるものであります。昭和天皇は、「國體ヲ護持」せんがため、「時運ノ趨ク所堪へ難キヲ堪へ忍ヒ難キヲ忍ヒ」、日本の早期復興と独立を実現せんための第一歩として、マッカーサーの指令に従ひ、占領憲法を公布せられたのであります、この占領憲法が帝國憲法を潰変し國體を全否定したものであることは明らかであります。昭和天皇の大御心を忖度いたせば、このやうな場合、皇室とともに國體護持の担ひ手である臣民からその法的な無効を主張することは許されるものと考へます。

ところで、「承認必謹」の前提となつてゐます「詔」には、マッカーサーによつて皇位が篡奪されたに等しい軍事占領下において、天皇の大御心に反して奪取された如きものは含まないのであります。これは、「承認必謹」の解釈論でありまして、決して「承認必謹」を否定するものではありません。これに續く「君をば天とす。臣をば地とす。」と文意の中に、「詔」の至高性と國體護持性を読み取ることができます。國體を潰変し、あるいは國體に反する内容の「詔」をも必ず謹めとすることは、詔の自己矛盾に陥るのです。仮に、そうでないとしても、我々は、明治天皇が國體を護持せよとされた「詔」を必謹して、敢へて占領憲法の絶対無効を主張します。昭和天皇の逆臣と呼ばれても、明治天皇の忠臣であり続けることが必要なのです。

ところで、昭和天皇が占領憲法を公布されたことを以て占領憲法が有効であるとするのは、天皇主権を認めることです。昭和天皇は、天皇機関説が正しいとされてをられたので、天皇主権者ではありません。

そもそも、公布といふのは、事実行為であり、法律行為ではありません。天皇が占領憲

法を制定されたのではないのです。こんなものが制定されましたといふことを臣民に知らせるだけのことが公布です。その事実行為がなされたことを以て占領憲法が有効であると主張することは、天皇主権の立場です。このやうな謬説に惑はされて占領憲法を憲法として有効だとすることは論理的にも認められるないです。